

令和7年12月定例会 一般質問 吉田弘明議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「大切な人材を活かす職場づくり～市長の矜持Ⅲ」

○吉田弘明 議長のお許しをいただきました。午後からの一般質問になりますが、お付き合いいただきたいと思います。

まず、私からも、先般起こりました北海道、青森、三陸沖の地震に対して、被災された方々に改めてお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を祈ってやみません。年末での被災ということで大変不安な気持ちになっていらっしゃることを察したいと思います。

振り返ってみると、もうはや12月10日ということで、どうやらあと二、三日で今年の一文字というのが発表されるようです。今のところ、どうやら熊が1番で、2番が高いと、これは物価高なのか、総理の名前なのか。そして、3番目は米、「べい」と読むのでしょうか。こういったことかなというところですが、皆さんにとっての一文字はどんなのかというふうに想像するんですが、私にとっては、実は長いという字、「ちょう」ですね。これは、市町村長の長、そして知事、そして総理という意味での長。この世界でいろいろ長らく生きてきましたけれども、こういったことを非常に文字として意識をしているわけです。特に奈良県で、女性で初めて総理になられた高市総理に対しても大変心からうれしく思っておりますし、一方で、市町村長、長のことを「おさ」と呼びますが、こういった方々の社会を揺るがすいろんな問題があったというのも皆さんご承知のとおりです。モラハラがあったり、パワハラがあったり、セクハラがあったり、また様々な醜聞があり、今週末に出直しの選挙があるのも承知のとおりです。しかし、そういった長の中でも、やはりそこで働く方々の力強い頑張りがそのまちを決して行政的には混乱させることなく踏ん張っていらっしゃる。そういった方々に、名前も知らないわけですが、敬意と感謝を申し上げたいなというふうに思うんです。

今回の一般質問で、6月、9月といろいろお話しさせていただきましたが、また新たな課題が、問題が露呈してきましたので、改めて、もう大切な人材を生かすために、どのように風通しのよい職場づくりをつくっていくのかと。そこに、首長だけではなくて、やはり上に立つ者がどれだけのリーダーシップを持って、そして矜持を持って臨まなきゃいけないのかということをお願いしたいと思います。

その中で、何人かの議員の方も質問されていましたが、人事異動の多さ、管理職の離職についてを質問していきたいんですけども、まず最初に、4月から10月まで、毎月のように人事異動があったような気もするんですが、何回ぐらいあったのか、こういったことを質問させていただいて、壇上の意見とさせていただきます。

○市長公室長 4月以降の人事異動につきましては、計5回でございます。

○吉田弘明 5回ということになりました。もう本当に毎月のようにありました。以前も報告しましたが、おおむね4月に退職者が出ますから、そういったときに人事異動があつて、あと10月あるかないかというところですが、非常に多いなという気が私もします。

そして、せんだつての質問の中で8人が退職されたというような報告がございましたが、この8人の内訳、この8人の中で管理職は何名ぐらいいらつしゃつたのか、教えてください。

○市長公室長 先日の答弁でございました8人の退職の内訳でございますが、自己都合での退職はこのうち7名でございます、管理職がうち1名でございます。

○吉田弘明 あと、これ再任用の方々というのは含まれていると理解してよろしいのでしょうか。

○市長公室長 再任用の職員は1名、うち含まれております。

○吉田弘明 直近で辞められた再任用の方は含まれていないというふうに私は認識しておりますので、正数はもう一名増えてくるのかなというふうに思います。

ただ、再任用の方も、もともとは、知ってる限り、部長職であつて、限りなく管理職に近かつた方々であるわけで、これだけ退職者が多いというのは、やはり根本的な問題がそこに顕在しているんじゃないのかなと。非常に推認するのは簡単であると思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○市長 再任用の方の退職につきましては、議員がお述べの職員につきましては、所属されている部署におきまして、全体的に職員数が不足しているというところから、当該課の職員を実質的に1名減となる形で、議会からもご指摘ございました保育幼稚園課等を含めまして、子ども家庭部への増加させるために異動させたものでございますが、それによりまして、もともとの課におきましての職員が足りなくなつてしまつたと、不足することになつてしまつたということで、それを見られて退職の意向を固められたというようなことも一つには聞いてございます。これにつきましては、採用計画全体に関わつてくるものでございますので、私が就任させていただいたのは昨年でございますので、しっかりと5年、10年というふうにかけて計画的な採用計画を立てて、職員数が不足し、それによつて職員の負担が過剰にならない職場環境の整備に努めていく必要があるものと考えてございます。

○吉田弘明 市役所に来られて、まだ1年半ということですから、全ての職員、幹部との意思疎通ができてるかという、どうか分かりませんが、今まで一緒に働いてきた仲間として、ここにたくさんの方々がいらつしゃいますので、辞める管理職、再任用しても、途中退職する元管理職、またはほかの自治体へ再就職する職員について、これ全体としてどんなふうな所感を持つていらつしゃるか、お願いします。

○市長公室長 職員が退職を決断するという事は、個々のキャリアプランに基づく職員本人の意思でありまして、その意思を尊重するのが基本であるとは考えております。しかしながら、豊富な経験と高い能力を持つ職員が退職する場合がありますことについては、本市にと

っては喜ばしいことではなく、後進の育成や業務体制の強化に努めているところでございます。

また、昨今の傾向といたしまして、地方公務員の間でも、より高い専門性を求めまして、新たな環境で自身の能力を試したいと考えるキャリア意識の高まりが見受けられております。これは、人材の流動化が進む社会全体の動きと無関係ではないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○吉田弘明 それは一般論ですね。それは読める退社なんです。例えば3月をもって定年退職で辞めると。そこで、長年自分の夢があったから、もう再任用はしない。または、実際いらっしゃいましたが、妻にずっと介護をお願いしてたので、自分が今度はするんだと、再任用はやらない。または、長年自分の実家を継ぐ。または、自分の行きたい方向を考えていたので、このタイミングで辞めていきたいというような辞め方というのは過去たくさんありました。これは、辞め方が問題というのは、読める辞め方というか、その人にとって、今おっしゃったように、自分の道を切り開いていくための辞め方なんですね。ですから、突然辞めるものではないんです。私が、何人かというか、知っている中で、ええ、もうやってらんないと、もういいよと、これ以上もうついていけないというふうに辞めていらっしゃる方が何名かいらっしゃると。これによって異動が起こったり、採用が発生するというのは本末転倒ではないのかなというふうに思います。内在する、またはそうやって顕在化するような問題点は何か考えられないでしょうか。どうですか。

○市長 基本的に、先ほども市長公室長が答弁したとおり、職員が退職を決断されるのは、その意思に基づくものであり、ご自身で決定されたものであると考えてございます。一方で、本市において長年勤められた職員が、職場に満足せずに、退職をなされるというところは本市にとっても喜ばしいことではございませんので、なるべく本市において力を発揮していただくことが望ましいとは考えてございます。しかしながら、やはり第一義的にはその職員の意思を尊重するのが基本でございますし、議員がお述べの管理職で退職をされた方につきましてもいろんな事情がございます。私に対しまして、こういうキャリアを歩みたいから退職をしますと、こういった資格の取得を最終的には目指したいので、新たな職場で頑張りますということで退職されていった職員の方もいらっしゃいますので、一概に何が原因ということとは言えないところではございますけれども、現在の職場において満足されずに、何か不満があってお辞めになるというところはなるべく減らしていきたいとは思いません。

○吉田弘明 私自身の話をすると、キャリアもオープンにしていますので、4社、会社を替わっていますが、いまだにその経営陣の方々とも仲よくさせていただいていますし、それぞれの企業で感謝をしていますし、そんな私としては幸せな、そこは経歴だったと思うんですけれども。

ここに、こんなSNS上で、退職なされた管理職が投稿してる文面があります。ちょっと

読んでみます。「数か月前、会社の上司、ナンバーワン、ナンバーツーから、でっち上げの理由も含めて、処分されたことがきっかけで会社を辞めた。転落の人生が始まっているのかな。家族には本当に申し訳ない気持ちでいっぱいです。しっかり家族サービスせなあかな」、こんな文章です。夏に辞められた方ですね。すごく心が痛んだんですけども、この文章を見て、どうですか。率直な意見、感想でも結構です。ありましたらお願いします。

○市長公室長 ただいまご紹介いただきました投稿につきましては、やはり個人がSNSに投稿された内容についてでございますので、お答えについては差し控えさせていただきますと思います。

○吉田弘明 実際、仮のネームだったので、人物特定は、しかし、たやすいものでございまして、一緒に汗をかいて、そういったものに対して、このように転落の人生だと、家族に申し訳ないと言わせたことに、とても残念で悲しい思いです。恐らくここにいる議場の中でのほとんどの方は誰か認識あると思うんですね。理事者側としては、そういう答えだと思えますが、いつの間にこの香芝市はそんな冷たい組織になったのかなと正直思います。その人の代わりに、このコメントはしっかりとここで共有したいなと思っております。退職された原因みたいなものは、決して今年度ではなく、昨年度というような話を聞いていますので、私の知るところではないのですけどもね。私が言いたいことは、市側が悪いとか、当該者が悪いとか、そんなことを全然問うてるわけじゃないということをもう一度言うておきます。

改めて、要は、大切な人材というのは、その人しかいないし、その人たちの力を借りて強固な組織をつくっていかなくやなんないわけですよ。昔の人も、やっぱり人は城だと言っているわけですから、そういった今後への決意表明じゃないですけども、もう一度、市長、組織づくりについて意見いただけませんか。

○市長 私の根本的な考え方といたしましては、市の職員が前向きな形で新たな職場を見つけてこられて、自らの人生においてステップアップする形で、退職あるいは転職をされるということは、これはもう何ら悪いことではないと思えますし、むしろ歓迎したいというふうに考えてございます。市の職員として技能を身につけていただいて、他の組織でも十分に通用すると、そういった形で職員の方の成長を支えてまいりたいというふうにも思っております。一方で、現状の職場において満足をされずに、嫌になったからお辞めになるというふうな、後ろ向きなものにつきましては、これはなるべくなくしていきたいというふうにも思っております。そういった意味で、私も含めて、職員の皆さんとも力を合わせながら、風通しのよい職場づくりといたしますか、香芝市で頑張っていこうと、香芝市で仕事をすることでやりがいを見いだしていただいて、組織としても、職員の個人としても、有意義に感じてもらえるような職場づくりを目指していきたいというふうに考えてございます。

○吉田弘明 そうですね。私も、人材派遣とか、そういった仲間がたくさんいるわけですけども、ちょっと耳の痛い話をすると、なかなか公務員というのは転職でノーと言われるパターンが多かったのも事実です。でも、香芝市役所からは転出するんだったら非常にいい職員がいると、これはまた一つのステータスかなというふうには思ったりいたします。

私自身、皆さんにちょっとお願いしておきたいのは、私はリテール、いわゆるB to Cの商業の世界で生きてきたんですけれども、私自身も矜持として持っておりますし、過去の経営者からもこっぴどく言われてきたことを皆さんにもお伝えしておきます。要は、人が入社するとき、入庁するときに歓迎するのではなくて、退社、辞めるときにこそ、その人の心をつかむんだと。そして、とりわけ、ここに対して文句を言って、腹を立てて辞めていくようなことがあれば、必ずトップが、上に立つ人が肩をたたいて、よくやってくれた、三十何年もこのまちでよく力を出してくれた、ありがとうなどということを必ず言えということです。なぜならば、役所では少し、辞めていかれる立場の方は違うかもしれませんが、顧客を対象にやっているビジネスでは、今そのときからお客様なんですね、利用者なんです。ですから、その利用者、お客様が嫌われるような会社になっちゃいけないと。最後は、本当にここに来てよかったと思われるような対処の仕方をしてもらいなさいと。これはもうどの会社でも言われたことです。こういったことをしっかり肝に銘じて、お願いしたいなということを最後に申し添えておきます。

続きまして、第2の質問に参ります。

「日本での外国人問題について」

○吉田弘明 日本での外国人問題についてということですが、私も過去8年ほど、外国人の方々が多分3分の1ほどいる組織でございました。かなりの文化の違いで、2000年から2007年までですから、かなり前です。それでも、本当に文化の違いに驚愕したわけですが、今、国のほうでは、秩序ある外国人との共生、地域社会づくり、こういったことを目的に議論がなされているわけですが、日本において、戦前戦後、とりわけこのあたりに在日の朝鮮の方や韓国の方々が多かったというのは皆さんもご存じだと思いますが、もうそれは既に過去のことで、今やもう、それだけではなく、3世、4世の方がたくさんおられると。さらには、多国籍の方々との国際結婚により、2世も増加してると。かく言う私の娘もアメリカ人と結婚して、今アラバマにいます。もう全然、かなり日本的な考え方を持ってる方なので、面白い、義理の息子になるわけですが、一方で、国策、いわゆる特殊技能者、研修者、経営ビザみたいなもので、本人が家族を連れてきたり、もう既に日本で在住していると、これ約395万人だと言われてます。もうかなりの多い人数です。加えて、円安によるインバウンドの増加、短期滞在者。それから、あるまち、川口市と蕨のあたりで、トルコのところで問題になっておりましたクルド人の集住化が問題になっているのは皆さんご存じのとおりです。外国人との共生には必ず文化、宗教、そして生活慣習、その概念そのもの、その理解が必ず必要であって、とりわけ国策によって在住してる外国人に対しては、これは制度をつくった日本国として受け入れる体制づくりは、これ責任あるわけです。国際結婚して日本に來ましたと、これは自分が覚悟を持って来ていらっしゃるから、多少は郷に入れば郷に従えみたいなことはあるかもしれませんが、留学制度や学習する、技能を身につける、日

本の制度として来ている、そして子供も家族も連れてきていいよっていうのであれば、これは日本として整備しないとイケない。もっと言えば、地方自治体でも、実際に人がいるなら、それを受け入れないとイケないという、そういう責任があるんじゃないかなと、このように思います。香芝市においても、今後、いつ、かなりの外国人の方が、都市部と隣接する、すばらしいまちですから、このまちを選んで住まれることは予測できる、容易な予想だと思います。

そういったことで、一度質問させていただきたいんですけど、まず最初に、外国人の籍を持つての方のこのまちにおける処遇ということについてちょっと質問させていただくんですが、仮に外国籍のAさんが、1月1日としましょうか、じゃあ来年の令和8年1月1日にこの日本に来られ、香芝市に来られた場合、初年度に払う住民税というのはどうなっていますか。

○総務部長 住民税の賦課期日は1月1日でございます、この日に市町村に住民登録があれば、国籍を問わず、住民税の課税対象となるものでございます。

なお、住民税は前年中の所得に対して課税されるものでありまして、国外での給与所得は住民税上の課税所得には算入されませんので、よって国外から転入した1年目につきましては基本的に非課税となるものでございます。

以上です。

○吉田弘明 平たく言うと、1年目は住民税かかかないよと、かかるんだけど払わないよと、基礎となる所得がないからということ。今言ったように、技能職のAさんですから、最高5年、今は2のパターンであれば10年ぐらいおられるような気がしますが。仮に、3年後に自国に帰られた場合、初年度の住民税の回収はできるのでしょうか。

○総務部長 国内に転入した外国人の方の初年度の住民税につきましては、先ほど述べましたとおり、基本的には非課税となりますが、次年度以降に国内の企業に雇用された外国人の住民に対して住民税を課税する場合は、特別徴収として、雇用する企業が給与から徴収し、市町村に納付することになります。そして、当該外国人の住民が退職し、帰国した時点で未収である税額につきましては、本人が直接納付する普通徴収により徴収するものでございます。

以上です。

○吉田弘明 それ実際に徴収可能ですか。できているんですか。それをお答えください。

○総務部長 普通徴収で直接納付する必要がある税額が滞納となった場合につきましては、滞納者が日本人であると外国人であると問わず滞納処分となり、滞納処分の執行のために財産調査を実施しておりますが、やはり帰国した外国人に対する調査につきましては、結果的に財産の発見に至らず、滞納処分の執行を停止し、不納欠損としているところでございます。

以上です。

○吉田弘明 やはり問題は残っているというふうに理解をしています。

そして、初年度の外国人というのは、もちろん住民税は非課税になっているわけですから、国や自治体から支給されるような給付金等々の対象者としてはなり得るのでしょうか。

○**総務部長** 市町村に住民登録がある者を対象とする給付金の場合につきましては、基準日に住民登録がある者につきましては、国籍を問わず対象となるものでございます。

以上です。

○**吉田弘明** 日本で生まれ育った方はこういった対象にはもちろんならないわけで、突然日本にやってきて、初年度は非課税で、税もない中で、こういった国の支給、自治体の支給を受ける対象になるということはあるとあり得ないので、そういったところが国民の誤解、住民の誤解なんかも発生しているのかなというふうにも思われます。

一方で、生活保護みたいなのも確認したいんですが、外国人の、外国籍の生活保護について香芝市はどのように対応されているのか。個人情報にないレベルで結構ですので、教えてください。

○**健康福祉部長** 生活保護法の適用対象は日本国民としており、日本国籍を有しない外国人には適用されませんが、適法に日本に滞在し、永住者、定住者等の在留資格を有し、日本に生活基盤のある外国人につきましては、人道上の観点から、昭和29年の厚生省社会局長通知、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき、生活保護法の取扱いに準じた保護を行っており、保護内容も日本国民に対して行う場合と全く同様で実施しております。

以上でございます。

○**吉田弘明** そうですね。一応、憲法でも、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると。この場合の国民というのは日本人であって、生活保護法についても日本人とされておりますけれども、今お答えになったように、そういった通達が国から出ていると。一方で、最高裁判例でも、外国人には生活保護を受給する法的な受給権はないという判決が出ていますが、人道的な見地から対象としているということだと思います。

今現在、調べますと、1,200億円ほどのお金を外国人、籍の方の生活保護に使われているということでもありますけれども、一方で、日本は日本人が海外でそういうことがあると享受できるものってあるのでしょうか。

○**健康福祉部長** 欧米諸国におきましては、最低生活を保障する公的扶助制度がございまして、外国籍の者も対象とする国がございまして。全てを把握しておりませんが、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスなどでございます。

以上でございます。

○**吉田弘明** 限られたところでしょうし、一定のレベルというか、そういう条件があると聞いております。

次に移ります。

次に、宗教的な話なんですけれども、ムスリム。大分県の杵築市でムスリムの土葬墓地の整備についての要望書が出ているんですけれども、香芝市において土葬という概念、対応はどう

でしょうか。

○**市民環境部次長** 香芝市内にございます墓地等でございますが、火葬による焼骨を埋蔵する墓地または収蔵する納骨堂しか存在しないというふうにご認識をしてございます。現状では、香芝市域内で土葬はできないというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○**吉田弘明** 香芝市のほうに話は移ってまいりましたので、香芝市における外国人について話をしてまいります。香芝市においては、来日後、いつ住民登録をするようになっているのか、お教えください。

○**市民環境部次長** 住民基本台帳法第30条の46に基づきまして、国外から転入をした日から14日以内に、転入先の市町村長に住民基本台帳への登録のための必要な事項について届出を行い、登録をするということになってございます。

以上でございます。

○**吉田弘明** ありがとうございます。

あと、外国人の方の内訳として、例えば在日の方がいらっしゃると、そして留学生の方がいらっしゃると、あと特定技能外国人のワン、ツーがいて、あと経営管理ビザと、ぱくっとそういう想像ができるんですけども。これも個人情報に触れないレベルで、どんな感じなのか。ボリューム、何人、分かる範囲で結構です。

○**市民環境部次長** まず、本市に外国人の方でございますが、令和7年10月31日現在、本市には786人の外国人の方が在住してございます。先ほど留学生、それから特定技能外国人、経営管理というところで、在留資格ごとの人数につきましては、個人情報に該当するおそれがありますので、もう答弁は控えさせていただきます。

それから、在日という話でございましたが、特別永住者の割合ということでお答えをさせていただきますと、本市に在住の外国人のうち、特別永住者の割合は約18%でございます。

以上でございます。

○**吉田弘明** 内訳はちょっと言えないよと。ということですので、技能1号、2号も言えないということでしょうし、実習生もそうですね。そうしますと、その786の方を対象と言うしかないんですが、実際就業分野別というか、例えば医療だとか、福祉だとか介護、生産業、農業、こういった分類が把握できておりますか。

○**市民環境部次長** 在留資格ごとの人数につきましては把握をしてございますが、今ご質問の医療とか介護とかというような特定技能の中でどのような特定産業分野に従事しているかということにつきましては把握はしてございません。

以上でございます。

○**吉田弘明** あと、そういった方々はお支払いする、先ほど税金のことを伺ったんですけども、年金また保険みたいなどころについての実態、加入度みたいなどころはどうでしょうか。

○**市民環境部次長** 日本国内に住所を有します20歳以上60歳未満の方は、国籍にかかわら

ず、日本の公的年金制度、国民年金でございますとか厚生年金保険に加入する必要がございます。

以上でございます。

○健康福祉部長 国民健康保険についてご答弁させていただきます。

3か月を超えて在留等する外国人でありまして、住所を有する者は住民基本台帳の適用対象となります。国民健康保険につきましては、住所を有することによりまして被保険者とすることとされていますので、日本人と同様に、国民健康保険に加入する義務があるものでございます。

以上です。

○吉田弘明 そのあたりの加入率とか、そういったところ、厚生年金はなかなか分からないと思うんですけども、そういったところもしっかり市として管理していくべきじゃないかなというふうに考えます。

あと、経営管理ビザということで質問したかったんですが、時間もあれなので。せんだつても、もともと資本金500万円なのを3,000万円に国として上げて、かなりハードルを上げたというような情報が入っています。この日本において経営をする、そういった目的で入ってくるということで、家族も子供たちもどつと入ってくる可能性があるかと。特に大阪は民泊みたいところで随分、数も多いということを知っていますが、香芝市内に民泊がどれくらいあるのか、またそこにペーパーカンパニー的なものは見当たるのかつていうところをちょっと伺いたいと思います。

○市民環境部次長 本市には、令和7年6月15日現在、5件のいわゆる民泊、住宅宿泊事業の届出がございます。こちらにつきましては、外国人の方が経営されてるかどうかつてのは把握はしてございません。

また、ペーパーカンパニー、法人として登記をされているものの、実際には事業を行っていない会社につきましては、その有無につきましても把握はしてございません。

以上でございます。

○吉田弘明 特に経営管理ビザというのは、在留期間もかなり柔軟性があつて、そして一定の経営軌道に乗れば、永住もかなりたやすいという形で、そういうふうに一般的に言われたりもしておりますので、こういったところもしっかり把握しておく必要があるかなというふうに思います。

あと、そういった外国人の方々いわゆるコミュニティーについて話をしていきたいと思いますが、今現在、日本の各地というと広過ぎますので、もし、よろしければ、奈良県内とか香芝市内でのコミュニティーはどんなものがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○市民環境部次長 奈良県内にごございます外国人のコミュニティーにつきましては、把握はしてございませんけれども、奈良県の公式ホームページによりますと、外国人との交流を行っている団体が約20団体ございます。このうち、香芝市内で活動している団体もございま

す。

以上でございます。

○吉田弘明 いろいろそういった形で活動や成果があらうかと思えますけども、特に企業に属していらっしゃる外国人技能実習生または特定技能者、実習生、こういった方々のコミュニティというものは把握されておりますか。

○市民環境部次長 ご質問のコミュニティにつきましては把握はしてございません。

以上でございます。

○吉田弘明 それを聞くと、やや企業や彼らが帰属しているその先に若干頼り切っているところもなきにしもあらずかなというふうに思います。今回質問していませんけど、防災だとか、地域の密着とか、地域交流とかという意味で大きく考えると、やっぱりそういったものも必要になってくるのかなと思いますので、今後またそのあたりも注視していただきたいなというふうに思っております。

続いて、学校教育における外国人の方々との共存につきまして説明を求めます。

先ほど言ったように、私も外国の方といろいろ意見交換をしていた時期がありまして、特に感じたのは一神教と多神教の教育上での課題、宗教で家族からそういった意味で意見が出たり、そんな事案があるか、ないか、そういったところをちょっと教えていただきたいと思います。

○教育部次長 日本では、一神教的な価値観が少数派であるため、ほかの宗教の信仰や価値観についての理解や配慮が不足することが考えられます。また、一神教を信仰する児童・生徒にとって、自らが信仰する宗教以外の価値観が理解しづらかったり、参加するのが難しいと感じたりすることがあり得るというふうに思われます。例えば日本の伝統行事に関する学習が自分の宗教的信念と相入れない場合、心情的に難しさを感じるということが考えられます。

以上です。

○吉田弘明 日本でも、もちろん一神教の方はおられますが、数多くは多神教であって、神仏混交の方も多いいんじゃないかなというふうに認識しています。私も、かなり、まあ、気にしないでいいじゃないですか、そういう宗教なんてみたいなところも過去はあったんですけども、思った以上にやはり外国の方と日本人の位置づけが全く違うなど。そんな中で思うのが、学校行事として例えばクリスマスとか、それから国歌斉唱、これ運動会でありました。あと、学生服であったり、遠足等でのお弁当みたいのところ、これもう概念とかは非常に違うかと思うんですが、こういったところの捉え方はどうなってますか。

○教育部次長 学校教育におきましては、多文化共生の視点が一層重要となっているというふうに考えます。まず、学校行事における宗教的要素について、おっしゃったように、例えばクリスマス会などは、宗教儀礼としてではなく、季節の文化的行事や国際理解教育の一環として位置づけ、キリスト教的背景を持つ児童・生徒だけでなく、他宗教や無宗教の児童・生徒も安心して参加できるよう、行事の趣旨を異文化理解、楽しみの共有として説明し、強

制的な参加を求めないよう配慮することが考えられます。

以上です。

○吉田弘明 クリスマスが特にずれていまして、日本人との関係が。普通、我々はメリークリスマスなんて言っていますが、キリスト教の中でもカトリックとプロテスタントは分かれていますから、カトリックの方のみ言うんであって、プロテスタントの方はメリークリスマスとは言いません。ですから、それだけでも全く違うんだという理解を、私も決して早くから知っていたわけじゃなくて、そういう交流があったからこそ知ったわけなんですね。ですから、そんなことも将来は話に出てくるかもしれないということも前提でいかなきゃいけないんじゃないかなと。最近の話で、ドイツにおいて、ムスリムの家族から、学校教育の中でピアノを使ったり歌を歌ったりすることはやめてほしいという要求があったようです。もちろん、遠いヨーロッパの話ですからとは思いますが、向こうにはムスリムは多いですから、日本とは比じゃないんですけども、こんな課題を要求されたらどうするんだろうなというふうにも思ったりもします。

学校給食について伺います。

宗教的にイスラム、ヒンズー、いろいろありますが、どのような対応されておられますか。

○教育部次長 宗教上の理由で給食の一部または全部を喫食できない児童・生徒の場合なんですけれども、現状、市内では2名の児童について、宗教上の理由により食の制限が生じていることから、保護者ともよく相談の上、給食を停止し、弁当を持参する取扱いとしております。

以上です。

○吉田弘明 その弁当という概念がそもそも彼らにはないということも理解しておいてほしいと思うんですね。体質的には卵対応だとか、そばの対応とかやっていると思いますし、グルテンフリーなんかあるのかな、分かんないですけども。ただ、こういった食べ物の対応というのは今後広がっていく可能性もあるので、これについてもどのようにするのかですね。香芝市としてやるのか、県としてやるのかというのに問題が変わってくると思います。

次に、言語の問題、生徒の出身各国の言語の対応は誰がどのようにやっつけようか。

○教育部次長 日本語指導が必要と判断される児童・生徒が市立小・中学校に就学を希望する場合、各学校から市教育委員会を通じて奈良県教育委員会に申請を行い、日本語講師を任用してもらうことになっております。児童・生徒本人の母国語を理解できる日本語講師が働くことで、孤立感を防ぎ、安定した学校生活の実現につなげることができるものと考えております。

以上です。

○吉田弘明 質問が後になってたんですが、先に、香芝市で義務教育下の外国籍の児童は現在何人いらっしゃいますか。何か国、何名っておっしゃっていただければありがたいで

す。

○教育部次長 令和7年11月末時点の外国人の児童・生徒の数は、小学生が13人、中学生は11人です。国の数でいいますと、小学生が7か国、中学生が6か国です。

以上です。

○吉田弘明 6足す7で13でいいのかどうか分かりませんが、いずれにしろ、かなりの国の方々がいます。これを先ほどの答えで、生徒の出身の各国の言語対応として県から教師が来ると。実際、この全各国の方々に対応可能なんですか。

○教育部次長 先ほど言いました県の制度につきましては、入国後2年以内という制限がございますので、日本語の習得も向上して、後までも常につくわけではございません。

以上です。

○吉田弘明 そうすると、やはり日本語が分かんないまま放り込まれて、授業を受けてもとんちんかんで分かんねえと。子供だから語学習得は早いと思いますが、習得した頃にはもうどんどん進んでいって、小学校6年、5年ついていけない、中1ついていけないみたいなことで、進学、高校に行けないみたいなことになる予測はできないでしょうか。

○教育部次長 個別のケースですので、先ほど述べました日本語講師の期間が終わった分については各学校の教員が対応しているということになります。

以上です。

○吉田弘明 そもそも論なんですけど、外国人、外国籍の子供たちの教育についてなんですけども、義務教育の対象とはなっているんですか。

○教育部次長 外国人の子供には、我が国の義務教育への就学義務はございませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえまして、その子を日本人児童・生徒と同様に無償で受け入れております。教育委員会におきましては、学齢の外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、住民基本台帳の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知しております。

以上です。

○吉田弘明 そうですね。一応、学校教育法17条においては義務教育の対象とはならないとされていますけども、希望すれば入学できるというようになってると思います。なおかつ、市としてできる限りのことに対応しているということだと思います。

ちょっと戻りますが、外国の方々が市の窓口に来たときに、例えば通訳だったり、そのサインであったり、外国人用のリーフレット等々、こういったものはどういうふうな今現状でありますか。

○教育部次長 学校教育課の場合でしたら、これまでの例では、窓口にはご家族、ご友人等、日本語を話せる方と一緒に来庁されているため、対応できているということになります。今後、そうではない場合につきましては、出入国在留管理庁が実施する通訳支援事業等の活用を検討したいと考えております。

以上です。

○吉田弘明 あわせて、子供たちに渡す教科書は何語で作られているものですか。

○教育部次長 先ほど言いましたように、日本の児童同様にといいことになりますので、日本語の教科書が給与されることになります。

以上です。

○吉田弘明 そうですね。なかなか理解できないだろうなと思いますので、こういったことも含め、また市の窓口のサインも含めて、もっとDXというかAI、そういったものを活用して、電子的な教科書で、ワンプッシュで英語転用できる、中国語転用できるというようなやり方をすればいいのではないのかなと。そういったことも、市というよりも、これは県単位で考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

今言ったように、ぱっと考えただけで結構お金かかるよねというふうに思うんですけども、こういった個別対応も本当に大変だと思うんですね。予算措置というのが一定必要じゃないかと思うんですね。それは香芝市か何か、どうかですけども。これについて、現場としてどういう意見お持ちですか。

○教育部次長 現状、市としての予算はない状況です。先ほど述べたとおり、日本語指導という意味になりますと、県費の講師で対応している状況です。

以上です。

○吉田弘明 そうですね。どうやら大学なんかでは、もう留学生についても、かなりアディショナルなコストがかかるという理由で、来年度から明確に日本人との格差をつけて、授業料を変えるみたいです。これがいいのかの是非を言ってるわけじゃなくて、こういう考え方もあるという事実ですね。

今までずっと教育面についても外国人対応の話をしておりました。ちょっと教育長にも伺いたいんですけども、いろいろ多くの課題というか、なかなかまだ見えない問題を少しは共有いただいたと思うんですけども、香芝市として、または奈良県として、こうやって何かの仕組み、お金、こういったものの考え方をどっかで整理していかなきゃならないと思うんですが、いかがお考えですか。

○教育長 吉田議員の言われてること、大変大事なことでございますけども、なかなか私が今ここでこうしたいとか、これは県のほうに持っていきますということについても、なかなか難しいところがございますので、またいろいろ考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○吉田弘明 そうですね。ただ、本当に立地的にも、関東の要は川口市、蕨市のように、ある日突然どさっと来て、突然20人、30人単位で子供たちが来て、そこでもう慌てふためくのは現場だと思います。こういったことも踏まえて、こういったことを考えるきっかけになっていただきたいし、今回は防災面とか危機管理面、外国籍の方に対して、または障害を持ってる方だとか、また介護だとか、そして自治会加入だとか、こういったことは基本的には質問していませんが、ぱっと考えただけで、彼らはどうするんだろうと、困ったらどこへ行くんだろうというのは率直に想像できるわけです。どうか、今回の質問の中で出させていた

いたことについて少し前向きに考えていただいて、いずれ起こり得るであろう、これは国策ですから、そういったときに備えて、しっかりご準備いただきたいということで、2つ目の質問を終わります。

「関屋 大阪樟蔭跡地問題について」

○吉田弘明 続いて3つ目、関屋にある大阪樟蔭跡地の問題についてを議題といたします。

まず最初に、大阪樟蔭がクローズして今に至っているわけですが、これまでの経緯、退去からこれまでにについてちょっと質問したいと思います。

○都市創造部長 昭和62年（1987年）に学校法人樟蔭学園が大阪樟蔭女子短期大学関屋キャンパスを開設し、学校運営がされていたが、平成27年（2015年）に大阪府東大阪市に所在の小阪キャンパスと統合されることとなり、関屋キャンパスは廃止となりました。

以上でございます。

○吉田弘明 もう約8年という経過があるということです。そして、この今当該地域の規模であったり、特性というか、地域の地目みたいなもの、このあたりをちょっとご説明願いたいと思います。

○都市創造部長 敷地面積が約5万5,698.57平方メートルでございます。敷地内には9棟の校舎と図書館、体育館が存在し、それらの施設の延べ床面積は約1万9,805.55平方メートルでございます。そして、同地区周辺の区域区分としては、敷地面積の大部分4万6,992.49平方メートルは市街化調整区域であり、その他の市街化区域は第一種住居地域でございます。

以上です。

○吉田弘明 2万坪とは言わないですけども、かなり大きな規模であるかと思えます。樟蔭の方々が年間約2,000万円ぐらいのお金をかけてメンテナンスをしているので一定の景観は保たれているものの、少し手を抜けば一気に、本当に幽霊屋敷になってもおかしくないというふうに散見できるわけです。

そこで、この跡地対策について、香芝市、また県、協力体制、また役割、こういったところの説明をお願いいたします。

○都市創造部長 香芝市都市計画マスタープランの関屋周辺地区のまちづくり整備方針においては、大阪樟蔭女子短期大学関屋キャンパス跡地に地域の活性化につながる施設の立地誘導を図るべき地区として設定しております。民間事業者からのキャンパス跡地の利活用に関する問合せや相談に対しては積極的に協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉田弘明 ありがとうございます。

この施設、香芝市として何か利活用できるような考え方というのはあるのでしょうか。そ

の目的と考えられる事業分野みたいなところをちょっとお聞かせください。

○都市創造部長 引き続き、大学、高等専門学校や専修学校等の施設として活用する事業や、一部の区間において不足する既存道路幅員を拡幅して、住宅、福祉施設及び医療施設などで活用する事業が考えられます。

以上でございます。

○吉田弘明 これを放置し続けると、放置するというのは、何も決まんないってことですね、決まんないままですと、どのような影響が香芝市にとって考えられるのか。お願いします。

○都市創造部長 現在は大阪樟蔭女子短期大学において関屋キャンパスが適切に維持管理されているものの、維持管理が放棄されるなどして放置されることとなった場合には、周辺の住環境や治安に対して悪影響を及ぼすおそれがあるものと考えております。

以上でございます。

○吉田弘明 香芝市にとっても将来像につながる重大な課題だと私は認識してますし、仮に、ここに都市開発または住宅開発などの可能性等は考えられるのでしょうか。

○都市創造部長 当該土地につきましては、敷地面積が5万平方メートルを超え、その大部分が市街化調整区域から成り、土地を利用する際の用途が限定される事情がございます。また、敷地面積の全てを有効に活用しようとする場合には、一部の区間における道路の幅員が十分でないことから、都市計画法に基づく許可を受けることができない可能性がございます。その場合には、道路の幅員を拡幅する工事なども実施する必要があります。

以上でございます。

○吉田弘明 まだ就任されて市長は間がないんですが、これ現場を例えば見られたり、またはこの現状の情報というのは結構聞かれておられますか。

○市長 実際に敷地に立ち入って視察をしたことはございませんけれども、私も周辺地域についてはよく存じ上げておりますし、これまでも学校法人の施設として活用されていた経緯もよく存じてございます。また、所管課の職員のほか、地域の方等ともこの施設の活用につきまして意見交換を何度かさせていただいたことはございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

あと、奈良県内で、大学の廃校になったり、そんな施設の利活用例というのはあるのでしょうか。もしもあれば、その活性化度合いなんかもちょっと教えてほしいんですが。

○都市創造部長 奈良県生駒郡三郷町に存在しました奈良学園大学の三郷キャンパス跡地を健康、教育、産業をテーマにした複合的な交流拠点F S S 35キャンパスとして活用した事例や、奈良県吉野郡下市町において、廃校となった小学校跡地のリノベーションを行い、複合型商業施設K I T O F O R E S T M A R K E T S H I M O I C H Iとして活用した事例がございます。

以上でございます。

○吉田弘明 そうですね。私も分かる範囲で調べていくと、まずこれ三郷町に対して無償譲

渡されてるということね。それから、今おっしゃったF S S35キャンパスということで、全世代型の全員が活性、活躍する形のプロジェクトとしてスタートしてると。現在、サテライトオフィス、起業と営業、それからスポーツパーク、これはテニス、バスケット、BMX、それから障害者支援、IT教育施設、eスポーツ、複合型介護施設、図書館、カフェ。どっかで、せんだって私どもの常任委員会でワクリエ、小学校を利活用した、こういった、まさに利活用したものが活性化されていました。こういったこともあるんじゃないかなど。注目すべきは、2021年にクローズして、2023年にオープンしてるんですね。たった2年。これをまず申し上げておきたいと思います。あと、大和郡山、皆さんも、先日新聞に載ってたんですけど、今年1月に大和郡山駅前のa s m oというテナントの建物かな、元西友があったところですが、が撤退表明して、そしてこの9月、8か月後の9月末に市が10億円で購入して、再来年、令和10年度中に公共の駐車場、子育て支援センター、スーパーマーケット、テナントなどの複合施設としてオープンさせるということで、これも非常にスピード感があるなという実感がありますが、これまで香芝市に対して大阪樟蔭跡地に対しての何か民間企業や団体から利活用計画の提案がありましたか。

○都市創造部長 これまで、企業の研究施設、障害者グループホーム及びこども園等の複合的な事業等へ利活用計画がございました。本市としても積極的に協力をしましたが、都市計画法の規制が課題となり、実現に至らなかった経緯がございます。

以上です。

○吉田弘明 日本には行政特区制度があって、今特区制度として3つぐらいありますが、そういったことを活用してでも、仮に今提案あった民間の企業だけではなく、また同じようなところがそういう提案をしてきた場合、こういった特区制度も含めて、かなりの課題を解決でき得るものなんでしょうか。

○都市創造部長 特区制度ですが、かなり難しいのではないかと。特区にするには何かしら決まったもの、例えばなんですけど、お酒なんかを造る施設として特区っていうのがございました。そういった部分で、何をするかをはっきりと決めた中で特区に移らないといけないというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田弘明 なるほど。今後、三郷のように無償譲渡というような提案が香芝市にされた場合、何か可能性、考えることっていうのは、即座には無理かもしれませんが、あり得るんでしょうか。

○都市創造部長 当該地は高低差のある地理的要件や既存建築物が学校施設として建築されていることから、活用方法は限定されるものと考えております。しかしながら、このまま活用されず、大阪樟蔭女子短期大学関屋キャンパスが放置されることは望ましくないため、どのような活用の可能性があるかについて、他の地方公共団体の活用事例の調査を実施いたしたいというふうに考えております。

以上です。

○吉田弘明 ネガティブな話をすると、せんだって京都の女子大がもう新しく学生を募集しないというところがあって、事実上の廃業になったりしています。あつてはならんことですが、樟蔭女子大学も決して潤沢な募集状況、応募状況というのは予測されないわけで、いつ何どきということもあり得ない。ですから、早急にこの地域の活性化というか、新しい息吹をつくっていかなくちゃいけないのは市の責任ではないのかなというふうに思います。

大きく3つのやり方があるんじゃないかと。1つは、国や県の出先機関とか、いろいろその施設関係を、老朽化してるやつがありますから、これを利用していただくというような考え方もあるんじゃないかなと。2つ目は、今言った民間の誘致、やっぱりお金も出してもらって、逆に自治体側がそれをバックアップして、うまくオープンできるようにしてあげて活性化すると。それも一つのやり方があるんじゃないかなと。3つ目は、やっぱり香芝市で、三郷のようにと言ったらちょっと語弊ありますが、何かまちの活性のためにやっていけないのかと。複合施設の今プランがありますが、いろんな利活用というのを考えれば一つのプランじゃないのかなと。今言ったように、3つのプランが私はあるかと思えます。

今後、これ問題意識を持って、誰かがじゃなくて、一人称で取り組んでいただきたいと思えますし、樟蔭側としっかり接触して情報ももらって、協力体制を取って、早急に具体策を検討してほしいわけですが、これらクローズから今までに至って、副市長、よくご存じだと思んですけど、今後どういうふうにここを利活用していくか、どのように進めていこうと考えてらっしゃいますか。

○副市長 吉田議員もよくご存じかと思えますけども、ここの廃校に至って、その後におきまして、銀行が仲介に入って、土地の売買を仕掛けた分もございますけれども、結果的にそれが調わなかったというところもございますし、今後は、まず学校法人樟蔭学園様などがどのような活用を考えておられるのか、活用する予定があるのかも含めまして、学校法人樟蔭学園様に意向も確認してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

以上、香芝市の特にこの関屋のことを申し上げましたので、よろしくお願ひしたいなと思えます。市長もぜひ現状を見ていただいて、結構、結構という表現したら失礼なんですけど、かなりメンテナンスが行き届いてますし、これ以上引っ張っていくと、もう根本的にやり直さなくちゃいけないので、見ていただいたら、ああ、これはどうだなって、テニスコートもあれば図書館もありますし、体育館もあるということですから、ヒントが出てくるんじゃないのかなと思えますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

以上ですが、今回は3つ、香芝市の喫緊の課題について質問させていただきましたが、真摯に受け答えいただき、早急に取り組んでいただけるということを切にお願ひしまして、質問を終わりたいとします。ありがとうございました。